

## 大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドラインに基づく意見書の概要の公表

大規模小売店舗の立地に関する事前協議および地域貢献に関するガイドラインⅡ 4（1）の規定により意見書の提出がなされたので公表する。

1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオンタウン彦根 彦根市里根町字船坂 79 番の 1 他

2 提出された意見の概要

彦根市からの意見

- (1) 彦根市商業振興基本条例の順守に努めてください。
- (2) 駐車場については、必要台数の駐車スペースを確保すること。駐輪スペースについても、適切に確保・管理し、周辺地区に自転車等が放置されることのないよう努めてください。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 4 項」に規定する当該市町村の一般廃棄物の処理に関し、市の一般廃棄物処理計画との調和を確保するため、廃棄物の発生抑制および減量に努めるとともに、再生利用を促進するための措置を講じてください。
- (4) 計画地に隣接して民家が存在することから、事業に伴う生活環境影響を予測し、騒音、振動、光害などの影響を最小限に止める計画を行ってください。
- (5) 「騒音規制法、振動規制法第 14 条第 1 項、第 2 項」の規定により、特定建設作業を行う場合は、作業実施日の 7 日前までに特定建設作業実施届出書を提出してください。
- (6) 出入口の計画については、道路管理者と十分協議し、計画してください。国道 306 号バイパスが未供用での大規模小売店舗の開設となることから、周辺市道に利用車両が集中することが予測されます。このことは、特に隣接集落への通り抜けを招き、住居地の安全が阻害されることが予測されますことから、特に店舗誘導については出入口への交通誘導員の配置や誘導標識を設ける等の対策を徹底してください。
- (7) 開発完了時の排水計画に変更が生じる場合は、排水計画について協議してください。
- (8) 滋賀県土地利用に関する指導要綱の規定に基づく届出審査の対象となります。滋賀県県民活動生活課および彦根市都市計画課と協議してください。
- (9) 都市計画法第 29 条第 1 項の規定に基づく開発許可を得てください。
- (10) 彦根市宅地開発等指導要綱の規定に基づき、建築確認申請の前に中高層建築物等事前協議を行ってください。
- (11) 本計画地は、里根・古沢地区地区計画の計画区域に位置しています。都市計画法第 58 条の 2 第 1 項の規定に基づく届出を行ってください。
- (12) 本計画地は、彦根市景観計画の市街地景観ゾーン内です。届出対象の規模であるため、建築確認申請の前に届出を行ってください。
- (13) 屋外広告物について、総面積が 10 m<sup>2</sup>を超える場合は、滋賀県屋外広告物条例の規定に基づく許可を得てください。

地域住民等からの意見

- (1) 周辺の交通渋滞や近隣住宅地への交通迂回などを招き、現在でも危険な状態であるため、国道 8 号線バイパスが開通するまでは、出店は見合わせていただきたい。

(2) 里根町内道路からのイオンタウン彦根へのアクセス（出入口①、出入口②へのアクセス）をどのように制御していくか十分な協議、検討を経て実施していただきたい。

3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

彦根市産業部商工課 彦根市元町 4 番 2 号

(2) 縦覧期間 平成 24 年 12 月 19 日から平成 25 年 1 月 21 日まで